

事 務 連 絡

平成 30 年 6 月 25 日

各指定保育士養成施設 ご担当者 様

神戸市こども家庭局子育て支援部振興課長

### 平成 30 年度神戸市保育士修学資金貸付事業の募集について

平素は、本市の子育て支援施策の推進にご協力をいただきまして、ありがとうございます。

さて、本市では保育人材確保のための取組の一環として、平成 29 年度より保育士修学資金貸付事業を実施しておりますが、対象者を県外養成校の在學生にも拡大した上で、平成 30 年度においても実施することといたしました。

貴職におかれましては、本事業について在學生へ周知していただくとともに、別添「平成 30 年度神戸市保育士修学資金貸付事業の手引き」（以下「手引き」という。）を踏まえて、修学資金の借り受けを希望する学生からの申請の取りまとめ及び推薦をお願いいたします。

### 記

#### 1. 事業概要

本事業は、保育士養成施設で保育士資格取得を目指しており、経済的に支援が必要な学生を対象に修学費用を無利子で貸し付けるもので、原則、県内の保育所等で 5 年間保育業務に従事した場合には返還が全額免除されます。

#### (1) 貸付対象

指定保育士養成施設の在學生（神戸市に住民登録している者）で、次の要件を満たす者として指定保育士養成施設から推薦のあった方

- ① 養成施設卒業後、兵庫県内の保育所等で勤務する意思を有すること。
- ② 学業優秀であること。
- ③ 家庭の経済状況等から真に貸付が必要と認められること。
- ④ 他の地方公共団体等から同種の修学資金等を借り受けていないこと。

※ 神戸市私立保育園連盟で、提出された申請書などの内容を審査し、貸付の可否を決定します。なお、世帯の収入基準については、「手引き」を参照願います。

## (2) 貸付限度額

- ① 月額5万円〔対象経費：授業料、実習費、教材費等〕
- ② 入学準備金 20 万円
- ③ 就職準備金 20 万円

## (3) 貸付期間

養成施設に在学する期間（上限2年間）

## (4) 返還免除

下記の要件を全て満たすと、返還は免除されます。

- ① 養成施設卒業の日から1年以内に保育士として登録。
- ② 兵庫県内の保育所等で引き続き5年間勤務。

## 2. 添付書類

「平成30年度神戸市保育士修学資金貸付事業の手引き」

※様式は、<https://hoiku-kobe.jp/loan/>に掲載しております。

## 3. ご依頼したい事項

- (1) 在学生への事業の周知
- (2) 在学生からの申請を取りまとめ、推薦書の作成と申請書類の提出  
申請者を施設ごとに取りまとめ、推薦書を付して、「平成30年8月24日(金)」までに神戸市私立保育園連盟にご提出ください。  
なお、複数の申請者を推薦する場合には推薦順位を付していただきますようお願いいたします。

## 4. 推薦数の目安（平成30年度）

- (1) 県内の養成施設 概ね5名程度
- (2) 県外の養成施設 概ね3名程度

## 5. 提出期限

平成30年8月24日（金）必着

## 6. 申請書の提出先・問い合わせ先

公益社団法人神戸市私立保育園連盟

〒650-0016 神戸市中央区橘通3丁目4番1号神戸市立総合福祉センター内

Tel：078（361）3889